住所　兵庫県加古川市尾上町養田157番地2
黄寿永　昭和44年9月2日生
朴尚子　昭和45年10月17日生
黄風香　平成13年1月29日生
住所　東京都江戸川区西葛西6丁目17番15―401号
李英姫　昭和50年2月18日生
住所　千葉市美浜区浜田1丁目3番地
陳永紅　昭和38年11月12日生
住所　千葉市美浜区高洲3丁目2番4―405号
韓昕　昭和56年8月29日生
住所　鹿児島県肝属郡錦江町馬場273番地
申佳代　昭和60年8月27日生
住所　名古屋市天白区梅が丘3丁目215番地
徐賢治　昭和36年1月18日生
趙允珠　昭和45年3月16日生
徐彩頌　平成8年4月13日生
徐丞玄　平成11年3月23日生
住所　東京都足立区新田1丁目5番16号
王徽　昭和44年4月12日生
住所　京都市山科区西野離宮町2番地1
姜優里　昭和48年1月30日生
住所　京都市下京区烏丸通五条上る悪王子町425番地
千智惠　昭和53年8月3日生
住所　京都市南区久世上久世町253番地
趙隆幸　昭和51年1月17日生
住所　京都市中京区河原町通三条上る東入恵比須町534番地18
李幸治　昭和59年3月27日生
住所　京都市北区西賀茂大道口町100番地
梁尚子　昭和52年10月19日生
住所　京都市左京区東大路仁王門上る北門前町487番地
田勝隆　昭和30年11月10日生
金博美　昭和36年7月21日生
住所　京都市右京区常盤窪町1番地208
李亜友美　昭和60年9月17日生
住所　京都市北区衣笠開キ町165番地
呉佳奈　昭和61年10月7日生
呉茉莉　平成3年5月2日生
住所　東京都江戸川区南篠崎町2丁目37番10―301号
アナンティ・パラニサミ　昭和45年5月23日生
キショル・パラニサミ　平成15年12月17日生

○外務省告示第三百五十二号

ミャンマー連邦共和国政府は、平成五年一月十三日にパリで作成された「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」の批准書を、平成二十七年七月八日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十七年八月七日にミャンマー連邦共和国について、効力を生じた。

（平成二十七年七月八日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十七年十月十三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第三百五十三号

モーリシャス共和国政府は、平成二十五年四月二日にニューヨークで作成された「武器貿易条約」の加入書を平成二十七年七月二十三日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十七年十月二十一日にモーリシャス共和国について効力を生ずる。

（平成二十七年七月二十三日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十七年十月十三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第三百五十四号

ニジェール共和国政府及びサンマリノ共和国政府は、平成二十五年四月二日にニューヨークで作成された「武器貿易条約」の批准書を、それぞれ、平成二十七年七月二十四日及び平成二十七年七月二十九日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十七年十月二十二日にニジェール共和国について、また、平成二十七年十月二十七日にサンマリノ共和国について、それぞれ効力を生ずる。

（平成二十七年七月二十七日付け及び同年七月二十九日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十七年十月十三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○農林水産省告示第二千二百五十四号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年十月十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十七年二月二十三日　第十七号
二　登録外国認定機関の名称及び住所
ベンチマーク　ホールディングス　アメリカ合衆国　オレゴン州　ユウジン市　西五番街　二千七百十番地
三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類
枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、単板積層材、構造用パネル、合板並びにフローリング
四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
アメリカ合衆国　オレゴン州　ユウジン市　西五番街　二千七百十番地

○農林水産省告示第二千二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岐阜県岐阜市大字長良古津字浦山九一四の三九（次の図に示す部分に限る。）、九一四の四一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡白川町坂ノ東字熊之島六五四六の一、六五四六の二、六五四九の二、六五五〇の三、六五五九から六五六一まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市付知町字白谷一三〇四の一九二、一三〇四の二一二、一三〇四の二八九、一三〇四の二九一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字白谷一三〇四の一九二・一三〇四の二一二・一三〇四の二八九・一三〇四の二九一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）